

平成29年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録(第1号)

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成30年3月7日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大明 明雄 君

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	下園 敬二 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	上之園 健三 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課財政係長	山里 真奈美 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	山本 圭一 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (11番) 木佐貫 徳和 君 (12番) 川原 拓郎 君

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成30年 3月 27日 午前10時56分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- (議案上程・説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 55号 「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更について
- 日程第 5 議案第 56号 「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更について
- 日程第 6 議案第 57号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件
- 日程第 7 議案第 58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 8 議案第 59号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 60号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 10 議案第 61号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 11 議案第 62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 12 議案第 63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 13 議案第 64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 14 議案第 65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 議案第 66号 町道の路線認定について議決を求める件
- 日程第 16 議案第 67号 南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 17 議案第 68号 南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 18 議案第 69号 南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の件
- 日程第 19 議案第 70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 20 議案第 71号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度南大隅町一般会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 平成 3 0 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成29年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、木佐貫徳和君及び川原拓郎君を指名します。

▼日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議機関の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月27日までの21日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月27日までの21日間に決定しました。

▼日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 諸般の報告を行います。
一般的事項につきまして、お手元に印刷配付しておりますので、口頭報告を省略します。

▼日程第4 議案第55号「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第55号「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第55号は、「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成29年度南大隅町議会定例会6月会議において議決された、議案第5号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額2億9千3百76万円を、2億9千7百39万3千円に変更するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更については可決されました。

▼日程第5 議案第56号 「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第56号「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本件について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第56号は「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成29年度南大隅町議会定例会7月会議において議決された議案第19号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額6千1百29万円を、6千5百24万2千円に変更するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「請負契約（多目的健康広場整備工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更については、可決されました。

▼日程第6 議案第57号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第57号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第57号は、南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件であります。

本件は、既定の折山辺地総合整備計画で実施する、馬籠・松山線改良舗装事業費について、平成27年度、平成28年度は、実績事業費に変更し、平成29年度は1千7百万円に増額したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、県との事前協議の上、議会の議決を求めるものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第 7 議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について
- ▼日程第 8 議案第59号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第 9 議案第60号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第10 議案第61号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼日程第11 議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
- ▼日程第12 議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第13 議案第64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼日程第14 議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてから、日程第14 議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました議案第58号から議案第65号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号は、平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7千3百47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4千97万8千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、減債基金積立金、ふるさとおこし基金積立金、畜産クラスター事業補助金、公営住宅整備事業、ネッ

ピー・みさきちゃん奨学金基金積立金等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う特定財源、一般財源について調整したところがございます。また、第2条では、次年度への繰越しが必要な10事業について繰越明許費の追加を、第3条では、債務負担行為の追加を、第4条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に議案第59号は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5千2百65万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9千8百39万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、一般被保険者療養給付費の増額及び後期高齢者支援金等の減額等を行い、一方、歳入予算では、前期高齢者交付金の調整による減額及び繰入金の増額を行ったところであります。

次に、議案第60号は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7百54万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千5百73万9千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

次に、議案第61号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3百78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千2百47万7千円とするものであります。

歳入歳出予算の主なものとしましては、事務事業費の決算見込みによる調整及びそれに伴う、一般会計繰入金等の減額であります。

次に、議案第62号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千7百99万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9百万9千円とするものであります。

歳入歳出予算の主なものとしましては、居宅介護サービス給付費等の増額計上及び事務事業等の決算見込みによる予算調整並びにそれに伴う支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等の調整であります。

次に議案第63号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千6百60万5千円とするものであります。

今回の補正は、居宅介護サービス計画費収入の減額及び一般会計繰入金等の調整であります。

次に議案第64号は、平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千1百26万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千3百98万7千円とするものであります。

今回の補正は、委託料等の減額や事務事業費の決算見込みによる調整でございます。

また、第2条では、債務負担行為の設定を行い、第3条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第65号は、平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百70万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百72万8千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長(相羽康徳君)

それでは、議案第58号 一般会計補正予算(第12号)についてご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算(第12号)

平成29年度南大隅町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7千3百47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4千97万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございますが、今回、本庁舎建設事業7千7百76万円ほか9事業について繰越しを行うものでございます。

その他の事業名及び金額についてはお目通しください。

続いて、下段の第3表 債務負担行為であります。中間土場土地賃借料 期間平成30年度から平成39年度までの10年間 限度額は1百20万円。派遣職員住宅等賃借料 期間平成30年度から平成31年度までの2年間 限度額は1百68万円でございます。

8ページをお開きください。

第4表 地方債補正であります。9件の限度額変更をお願いするものでございます。

今回、合併特例事業を3億6千6百70万円に、過疎地域自立促進特別事業を1億1千3百20万円に、道路橋梁整備事業を5億6千3百万円に、住宅建設事業を1億1千9百30万円に、港湾整備事業を2百50万円に、消防施設整備事業を2千2百万円に、漁港建設事業を3百万円に、農業振興事業を1千万円に、林業振興事業を5百50万円にそれぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ございません。

続いて11ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は事業費確定

による決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものでございます。なお、主なものについてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 災害復旧費国庫負担金に3千3百15万2千円。これは平成27年度に発生した災害に対する災害復旧費国庫負担金でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費国庫補助金を4千5百20万2千円。これは横馬場住宅現地建替え事業に係る社会資本整備総合交付金の決定に伴う、補助金の増額を計上したものでございます。

14ページをお願いいたします。

15款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費補助金を7千4百19万3千円。これは主に畜産クラスター事業等に伴う補助金を計上したものでございます。

15ページをお願いいたします。16款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金に9百36万3千円。これは基金の国債運用等による収入増加見込み分を計上したものでございます。

16ページをお願いいたします。17款 寄附金、1項 寄附金、2目 ふるさと納税寄附金に9千万円。これは3月までの歳入見込み分を計上したものでございます。同じく、4目 指定寄附金1百万円。これは鹿児島相互信用金庫よりネッピー・みさきちゃん奨学制度への指定寄附を計上したものでございます。18款 繰入金、1項 基金繰入金、3目 ふるさとおこし基金繰入金に1億6千4百98万8千円。これは主に、(故)宮迫夫妻の寄贈によります、ふるさとおこし基金へ積立てていた額を、ネッピー・みさきちゃん奨学基金へ積立てるための財源でございます。

19ページ以降、歳出についてでございますが、減額分につきましては割愛させていただきます、追加分の主なもののみご説明いたします。

まず、各費目において実績見込みに伴う職員等の人件費の調整を計上しております。

21ページをお願いいたします。2款 総務費、1項 総務管理費、6目 企画費に5千9百34万7千円。これは主にふるさと納税見込み額増額に伴う、ふるさと納税推進事業経費を計上したものでございます。

22ページをお願いいたします。同じく、7目 自治振興費、負担金補助及び交付金に1百万円。これは南大隅町チャレンジ創生事業に係る補助金の増によるものでございます。12目 財政調整基金費から、18目 産業振興基金費まで財産運用収入、ふるさと納税寄附金等を財源として積立てを行うものでございます。

26ページをお願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、繰出金に国民健康保険事業への繰出金として1千4百80万2千円を計上いたしました。

33ページをお願いいたします。5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、負担金補助及び交付金に機構集積協力金交付事業補助金として3百6万9千円。事業を実施した地区及び農家へそれぞれ補助金を交付するものでございます。

4目 農業振興施設費、積立金に緑地加工施設整備基金積立金29万1千円。基金利子の積立てを行うものです。同じく6目 畜産業費、負担金補助及び交付金に畜産クラスター事業補助金として7千4百27万円を計上するものでございます。

36ページをお願いいたします。6款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費、負担金補助及び交付金に商工業振興資金利子補給補助金33万6千円。平成29年度制度資金利活用業者の増による実績を見込み増額計上を行うものでございます。

39ページをお願いいたします。7款 土木費、6項 住宅費、2目 住宅建設費、委

託料に工事監理委託 4 百 40 万円。工事請負費に 1 億 7 百 67 万 9 千円。これは横馬場住宅現地建替え事業に係る経費を計上するものでございます。

4 2 ページをお願いします。9 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費、積立金にネッピー・みさきちゃん奨学金基金積立金を 1 億 6 千 9 百 35 万 9 千円。(故)宮迫夫妻の寄贈によりふるさとおこし基金へ積立っていた金額と、鹿児島相互信用金庫からの指定寄附金をネッピー・みさきちゃん奨学金基金へ積立てるものでございます。

4 3 ページからお目通しいただきまして、4 8 ページまでは事業費確定及び決算見込み等による歳出の減額調整等でございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、議案第 5 9 号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

議案第 5 9 号 平成 2 9 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 千 2 百 65 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 9 千 8 百 39 万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。まず、歳入でございますが、主なものについてご説明をいたします。3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 療養給付費等負担金、1 千 2 百 73 万 3 千円を計上いたしました。一般被保険者の医療費給付等に係る国庫負担金分です。3 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、1 目 財政調整交付金 4 百 79 万円を減額いたします。一般被保険者の医療費給付等に係る国庫補助分でございます。5 款 前期高齢者交付金、1 項 前期高齢者交付金、1 目 前期高齢者交付金 8 千 3 百 31 万 4 千円を減額いたします。前期高齢者の医療給付等に係る交付金でございます。

8 ページでございます。7 款 共同事業交付金、1 項 共同事業交付金、1 目 高額医療費共同事業交付金 4 百 8 万 4 千円を増額いたします。80 万円以上の医療費に係る交付金でございます。9 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金 1 千 4 百 80 万 2 千円を計上いたします。主なものは、その他繰入金 1 千 7 百 54 万 2 千円でございます。

9 ページをお開きください。1 1 款 諸収入、4 項 雑入、5 目 雑入 3 百 55 万 6 千円を計上いたします。県国保連合会の積立資産の返還金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

1 0 ページの 2 款 保険給付費、1 項 療養諸費と 1 1 ページの 2 項 高額療養費の計上は、療養給付費の見込みによるものでございます。3 款 後期高齢者支援金等、1 項 後期高齢者支援金等、1 目 後期高齢者支援金等の 2 千 7 百 57 万 5 千円の減額は、拠出金の確定によるものでございます。6 款 介護納付金、1 項 介護納付金、1 目 介護納付金の 4 百 42 万 3 千円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。

1 2 ページでございます。7 款 共同事業拠出金、1 項 共同事業拠出金、1 目 高額医療費拠出金 9 百 31 万 3 千円の減額の計上でございます。これは拠出金の確定によるものでございます。それから、7 款 共同事業拠出金、1 項 共同事業拠出金、2 目

保険財政共同安定化事業拠出金 2 千 21 万 4 千円の減額計上でございます。これは拠出金の確定によるものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（上之園健三君）

次に、議案第 60 号 平成 29 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 平成 29 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 百 54 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2 千 5 百 73 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、今回の補正は、事業実績を見込みましての増減調整を計上したものでございますが、主なものといたしまして、1 款 1 項 事業収入、1 目の水道使用料、2 節の滞納繰越分 45 万 9 千円につきましては、徴収実績に伴う増額補正。また、2 目の工事収入 35 万 5 千円につきましては、水道工事の増加及び工事業者の新たな指定に伴う手数料等の増額補正でございます。また、5 款繰入金、1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金、8 百 37 万円の減額につきましては、全体事業費の減少を見込みまして、一般会計からの繰入金を減額調整するものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の 3 節 職員手当等につきましては、休日や夜間の漏水など不測の事故に対応するための時間外手当 10 万円を追加をお願いするものでございます。また、2 目の簡易水道管理費につきましては、事業実績を見込み、減額補正とさせていただきます。

8 ページをお願いいたします。3 款 1 項 公債費、2 目の利子 2 百 11 万 9 千円の減額につきましては、平成 28 年度の事業実績の減少に伴い、借入金が減少したことにより、その償還利息も減額となり、不用となりました分を減額補正するものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第 61 号 診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

まず、1 ページをお願いいたします。

議案第 61 号 平成 29 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 百 78 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2 千 2 百 47 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、主なものといたしまして、3款繰入金、1目 一般会計繰入金を4百14万3千円。歳出の不用額の調整により減額しようとするものでございます。続きまして、7ページから8ページにつきましては、各予算費目の細目について各事業それぞれの不用額の調整による減額をいたしております。

詳細につきましては、それぞれ表記しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

それでは、議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千7百99万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9百万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費につきましては、それぞれの給付費の実績が増えたことから、1目 居宅介護サービス給付費を8百43万1千円。3目 地域密着型介護サービス給付費を8百37万6千円。6目 居宅介護サービス計画給付費を2百8万円それぞれ増額補正させていただくものです。その下の、4項 高額介護サービス等費、1目 高額介護サービス費につきましても、支給実績が増えたことから、2百31万2千円増額補正するものであります。次に、3款 地域支援事業費、1項 介護予防事業・生活支援サービス事業についてですが、9ページの1番上でございます、2目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、実績の増に伴い、14万8千円を増額補正し、その他の目の事業につきましては、実績見込みの減に伴う減額補正をさせていただくものです。最後に、5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金につきましては、平成29年度の介護給付費の確定及び地域支援事業費の確定に伴い、国・県への負担金及び補助金の返納のため3千2百69万4千円を増額補正させていただくものです。なお、歳入につきましては規定率に従い、定められた割合を乗じて、それぞれ計上しております。

続きまして、議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百60万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。今回の補正は、一般管理費における燃料費、通信運搬費等の事務費、事務的経費について実績を見込み、合計15万円減額するものでございます。この減額に伴い、6ページの歳入につきましては、居宅介護サービス計画費収入と一般会計からの繰入金で財源調整しております。

以上、ご審議、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第64号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

議案第64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千1百26万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千3百98万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。第3表 地方債の補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。事業費の限度額8百万円を1百60万円減額し、6百40万円に減額変更するものであります。事業の内容としましては、農業集落排水施設整備事業費の決定によるものでございます。なお、地方債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、主なものとしまして、2款 国庫支出金、1目 下水道費国庫補助金を事業費の決定に伴い、5百50万円減額し、同じく4款 繰入金を2百25万4千円、7款 町債を1百60万円減額しようとするものでございます。

続きまして、歳出8ページをお願いいたします。

各予算の費目、細目について各事業それぞれ不用額の調整をいたしております。

主なものといたしまして、1款 総務費、1目 農業集落排水事業費、13委託料、下水道管網図作成委託料を6百70万円、15目 工事請負費を3百86万4千円減額しようとするものでございます。

よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、議案第65号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百70万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百72万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、主なものにつきましてご説明をいたします。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料の現年度分84万1千円。2目の普通徴収保険料の現年度分2百39万2千円を増額計上させていただくものでございます。75歳年齢到達者分所得更正が主でございます。3款 繰入金、1目事務費等繰入金1百83万7千円を減額計上させていただくものでございます。事務費の調整によるものでございます。

7ページでございます。歳出をご説明いたします。2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金3百32万4千円を増額計上させていただくものでございます。被保険者保険料納付金の見込み増によるものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について質疑はありませんか。

6番（水谷俊一君）

一般会計16ページですね。寄附金のちょっとお伺いしますが、ふるさと納税寄附金、今回9千万円の増額計上をされているんですが、大体確定申告も始まりまして、大体ふるさと納税の額も今現時点である程度予測できる部分もあろうかと思いますが、この9千万という数字、今後増える、予測されるのか。どういうふうな予測を立てておられるか、分かればご説明いただければと思います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

企画課長（尾辻正美君）

ふるさと納税一般分についての御質問でございますが、ふるさと納税寄附金の一般分につきましては当初予算で5千万、9月補正で3千万、12月で5千万、現計予算が1億3千万という状況でございます。今2月末時点での申し込み、これが1億8千5百万程きてるということでございます。あと3月になりますと、例年、去年等との比較はちょっと難しいんですが、結構な額も見込んでかないと、歳入は根拠法令で歳入できますが、歳出予算はどうしても歳出予算に拘束されますので、余分といいますか、少し多めに計上をしたところでございます。

以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。
他に質疑ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第58号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第59号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第60号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第61号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第61号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第61号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第64号 平成29年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

11：12

～

11：25

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼日程第15 議案第65号 町道の路線認定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第66号 町道の路線認定について議決を求める件を議題とします。
本件について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第66号は、町道の路線認定について議決を求める件についてであります。

本件は、公営横馬場住宅の現地建替え工事に伴い、建築基準法に基づき、敷地内にある根占川北字筆坂1792番地地先を起点とし、根占川北字針馬場1788番地地先を終点とする、延長64.6mを路線番号1-172番、路線名を横馬場団地線として認定しようとするものでございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号 町道の路線認定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 町道の路線認定について議決を求める件は、可決されました。

▼日程第16 議案第67号 南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第67号 南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第67号は、南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、繁殖雌牛飼養頭数の増頭対策として、成牛の導入貸付限度額 50 万円を追加する所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第67号 南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第67号 南大隅町肉用牛素牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第17 議案第68号 南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第17 議案第68号 南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第68号は、南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）において、平成30年4月1日から国民健康保険の財政責任主体が県へ移管することとなり、南大隅町国民健康保険条例の所要の改正をするものであります。

また、県の国保運営方針において保険料の課税方式が示されたことに伴い、現在の資産割、所得割、平等割、均等割で課税する4方式課税から資産割を課さない3方式課税とする、南大隅町国民健康保険税条例も改正を行うものであります。

なお、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）

に伴う所要の改正も併せて行うものでございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号 南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 南大隅町国民健康保険条例及び南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第18 議案第69号 南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第18 議案第69号 南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

本案について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第69号は、南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の

件についてであります。

本件は、南大隅町国民健康保険税条例第30条による保険税の減免規定の運用において、条例、規則が混在しているため、現行の南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例（平成17年条例第93号）を廃止し、併せて南大隅町国民健康保険税の減免に関する規則（平成20年規則第21号）と南大隅町国民健康保険税の非自発的離職者減免に関する規則（平成22年規則第22号）も廃止し、保険税の減免規定の判断の明確化や事務の効率化を図るため、新たに、これらを統一した南大隅町国民健康保険税の減免に関する規則を制定するためのものであります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第19 議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第19 議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を

議題とします。

本案について、町長の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

議案第70号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、平成30年度から平成32年度の第7期介護保険事業計画の策定に併せて、3ヶ年に見込まれる介護保険給付費等を勘案し、保険料の改正を行うほか、介護保険法の改正による市町村の質問検査権の対象範囲の拡大に伴う所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第20 議案第71号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第20 議案第71号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、町長の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第71号は、南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2の規定の新設に伴い、住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて所要の改正を行うものでございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第21 議案第72号 平成30年度南大隅町一般会計予算について
- ▼日程第22 議案第73号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼日程第23 議案第74号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼日程第24 議案第75号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計予算について

- ▼日程第25 議案第76号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼日程第26 議案第77号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼日程第27 議案第78号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼日程第28 議案第79号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第21 議案第72号 平成30年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第28 議案第79号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

《 施 政 方 針 》

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました、議案第72号から議案第79号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に平成30年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきます。

まず、昨年度を振り返りますと、平成29年度は、「町民が主役」を政策の基本に掲げ事業推進を図ってまいりました。観光産業に限らず他の産業や福祉、教育、防災等様々な分野で活躍するリーダーが育ってきた1年であったと感じております。

特に、既存の自治会支援事業の活用や「元気みなぎる町民補助金」の創設により、自発的な自治会活動が推進され、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興が図られてきたものと感じております。

加えて、これまで手がけてきた各種施策の成果が発現してきた年でもありました。その中でも、平成24年度から着手したアボカド栽培、平成26年度から手がけた岩牡蠣の養殖、いずれも念願の販売までこぎつけることができました。

また5年に1度開催される全国和牛能力共進会に佐多牛が出場し、鹿児島県総合優勝に大きく貢献しました。この鹿児島黒牛と辺塚ダイダイが、農林水産省から地理的表示（GI）保護制度に登録されブランド化が図られたことなど、本町一次産業の活性化に繋がる成果が発現してきたと感じているところであります。

更に、念願でありました、本町独自の奨学金「ネッピー・みさきちゃん奨学金制度」が創設され、子育て支援の拡充が図られるとともに、今後の移住定住に拍車がかかるものと期待しているところであります。

私は、昨年4月24日から南大隅町長として3期目の新たな4年間の任期が始まったところではありますが、平成30年度には、佐多岬の再整備や雄川の滝整備事業等これまで手がけてきた様々な事業を完成させる重要な時期を迎えると考えております。

本町の現状としては、高齢化率が引き続き46.9%と県内一であり、また合併当時10,432人の人口が今年4月に7,494人と、この12年間で、2,938人、28.2%の減少となっております。

一口に「人口減少に歯止めを」といっても様々なアプローチがあろうかと思いますが、私は第1に「経済基盤の確立」を掲げます。生産年齢といわれる働き手の世代がこの町で生活していけるような、また生活設計が描けるような経済環境を創出することが、「この町に住んでみよう」という定住意識を誘引し、それによって歯止めをかけ、高齢化率の上昇を緩和する一番の戦略だと思っております。

そこで取り組むべきは「観光の振興」だと考えています。本町の観光資源である佐多岬、そして急激に注目を集めている秘境の地「雄川の滝」は、現在早期完成に向けて整備が進められており、「雄川の滝」については、本年1月からNHK大河ドラマ「西郷どん」のタイトルバックにも登場し放映されているところであります。

加えて、南大隅町の魅力を全国に発信するため、映画の作成もスタートしました。今後更に、近隣関係市町との連携を強化し、広域的な観光推進を積極的に推進するとともに、この好機を最大限に生かせるよう町民の皆様と一緒に町政運営に邁進してまいります。

このような現状・情勢を十分に鑑み、平成30年度に向けては、これまで進めてきた既存の「三本柱プラス観光振興」と併せ、リーダー育成等、さらにきめ細かい住民目線にたった施策に取り組んでいく考えであります。

今年のキャッチフレーズとして「南大隅町関係人口拡大」を掲げ、平成30年の新年をスタートしました。

「南大隅町に行ったことがある」、「南大隅町に興味がある」など、どんな些細なことでも南大隅町と関わりを持ってくれる人の拡大を図り、町の活性化に繋げ、「南大隅町に住んで良かった」、「南大隅町に住み続けたい」と思える町づくりのため、更なる努力を重ねてまいりたいと考えています。

この他、子育て支援の拡充や住環境整備による移住・定住促進事業、佐多牛のブランド化等による産業振興、防災拠点となる新たな役場庁舎の建設、行き届く福祉サービスの実現に向けた地区社協設置事業、教育環境の充実など、我が町の必要なことに対し、必要な政策をタイムリーに実施してまいります。

特に、本町の基幹産業である農林水産業振興のため、産業振興基金の活用や農業技術指導分野での充実を図ります。

併せて、交流人口の増加に伴う農林水産物の需要に対応するため、マンゴーやパッションフルーツ、辺塚だいだいの商品開発や、季節限定の岩牡蠣小屋の拡充、加工海産物の販売など、新たなビジネスチャンスの創設を検討し、林業では中間土場のストックヤード機能を活用した原木流通の低コストと効率化を図り、有利な原木市場を活用することで、一次産業の所得向上に尽力していきたいと考えているところであります。

また、観光開発完了を目前に、観光協会が進める収益プロジェクトを支援するとともに、「商工業者施設等支援事業」等の取組みにより、新たな産業の振興や起業による経済波及効果が発現することを期待しているところであります。

また、昔から集落の習慣によって、みんなで管理し利用してきた林野の権利である「入会権」を活用して、登録名義を現在の権利者に県が嘱託登記する「入会林野事業」の取組みをスタートさせ、農林業上の利用を増進します。

更に、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「母子保健法」に基づく、「子育て世代包括支援センター」の設立に向けて準備を進め、将来的には子育て支援業務に限らず、あらゆる町民の相談に対応できる組織を構築してまいりたいと考えております。

昭和56年開設以来、南隅地区の拠点病院としての役割を果たしている「肝属郡医師会立病院」の移転建替え問題については、住民の方々のご意見を十分にお聞きしながら、今後の方向性について関係機関と協議・検討してまいります。

平成30年度の一般会計予算については、昨年度が骨格予算であったことから、当初予算額が対前年度比1.2%、8千75万8千円増の総額66億3千9百49万円を計上させていただきます。

主な事業については、

町民駐車場整備事業に3千33万2千円

消防ポンプ車購入事業に1千7百万円

地域公共交通対策事業に3千4百93万9千円

タウンプロモーション事業に5千3百97万3千円

佐多岬ふれあいセンター改修事業に7千1百66万8千円

雄川の滝水道施設整備事業に3千8百51万3千円

子供医療費助成事業（拡大分）に1千80万円

地区社協設置事業に1百55万3千円

食の自立支援事業に2千6百24万6千円

佐多岬熱帯果樹施設整備事業に3千2百38万4千円

果樹振興対策事業に2百27万9千円

準用河川久保下川改修事業に5千60万円

空き家等解体除去事業に3百万円

小中学校電子黒板購入事業に2百99万7千円

国民体育大会準備事業に2千3百47万8千円

などとなっております。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は25.1%であり、国・県支出金が13.1%、地方交付税が45.7%、地方債が12.8%という状況であります。

また歳出については、総務費が16.7%の増、これは町民駐車場整備事業、タウンプロモーション事業、ふるさと納税推進事業等の増によるものです。農林水産業費が10.1%の増、これは10.2%の増、これは佐多岬熱帯果樹施設整備事業、水産物供給機能保全事業等の増によるものです。商工費が31.3%の増、これは雄川の滝水道施設整備事業、観光協会の組織の強化及び佐多岬ふれあいセンターの改修事業等によるものであります。

今年度も投資的事業の財源には、交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。その結果、地方債残高は一時的に増加しますが、一般財源での負担を最小限に抑えるための措置であり、地方債残高と基金積立金のバランスに配慮しながら、引続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に努めるところであります。

なお、歳入確保として取組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、複数年定期への増額や国債・地方債等の公共債券運用により、歳入の確保に努めているところであります。

しかしながら、2年目を迎えるトランプアメリカ大統領の「アメリカ第一主義」の保護主義的な姿勢が世界経済に摩擦を高めるおそれがあることや北朝鮮地政学リスクなど、世界経済の先行き不透明要素が多いなかで、株価、為替、債権等にも大きな影響が予想されると思われませんが、日々刻々と変化する状況を見極めながら安全第一の元、

債券等を運用し、資金管理運用収入の確保に努めてまいります。

また歳入全体の50%近くを占める普通交付税の合併算定替による交付も、平成27年度以降段階的縮減を経て、平成32年度からは一本算定となり、歳入減が見込まれるところでもありますので、各種事業実施にあたっては、国・県等上位機関の事業導入を徹底的に図り、国県支出金の確保と併せ、優位な地方債の適切な運用に努め歳入確保を図ってまいります。

次に、歳出における分野ごとの概要についてであります。

まず初めに、本町の基幹産業であります農林水産業についてであります。第一次産業は、本町の基幹産業であり、この産業振興を発展させることで、地域を元気にすること、地域経済の活性化を図っていくことが、南大隅町の第一義的課題であります。農業立町として、持続可能で力強い農業の実現に向け、今後のEPAやTPPイレブンの推移を注視しながら、地に足のついた、本町の特性を生かした農林水産業施策を実施していきたいと考えます。このため、地域に密着した産業である農林水産業の成長産業を進め、長期的安定経営の維持・発展と、本地域ならではの温暖な気候を生かしたバレイショはもとより、アボカド・パッションフルーツなどの推進、特産品目の安定的供給ルートの構築、高齢農家の所得向上に向けたシキミ等の労力軽減作目の推奨、ブロンズ人材センターや農業施設等利活用情報のバンクの周知と活用、有害鳥獣対策の抜本的見直し・六次産業化を進めてまいります。これらの施策を進めるために関係機関との連携により質の高い経営体を構築し、生産所得向上施策、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策等について、国県の様々な事業を活用しながら、農業者の活用しやすい有利で着実な事業の推進に努めます。

本町の平成29年農林水産業生産額は、現時点で、耕種部門がバレイショが高単価を維持したこと等により、約3億円の増となり、20億3千2百万円、畜産部門は肉牛とブロイラー部門の高値水準から2億9千8百万円増の96億1千2百万円、水産・林業部門は、約2億5千万円増の39億8千5百万円で、総額156億3千万円と見込んでおります。

平成30年度は、数値目標総額を160億円以上としており、農林水産業の成長産業化を進め、生産額の更なる増加と就業者の所得向上を図るため、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に定める施策を進めてまいります。

かごしまブランドであり、本町の耕種農業の中心的作物であるバレイショ振興については、選果場の更新に伴い、継続した取組みが必要となります。その施策の一環として平成29年度から実施している共済掛金助成においては、現時点で29年産と比較して加入率が183%の増となっており、所得を保証することで、災害や疫病による所得の低下により、次年度以降の作付けを取り止めることがないよう、毎年安定した作付面積の維持・拡大を推進してまいります。

更に、第一次産業成長化支援事業の拡充を図るため、オリンピック・パラリンピックや国体開催に向けた対外的な信用度・認知度を向上させるには、グローバル・ギャップ認証が必要なことから、各関係機関と連携して、その取得に努めてまいります。また、農林水産業就業者の高齢化による事業継承や経営革新及び雇用確保に繋げる法人化推進を図ります。

有害鳥獣被害対策については、個体数を減少させることが、被害を食い止める一番の方策であります。

本町では、「捕獲・駆除」を強化しており、狩猟免許所持者の増加を図るため、平成27年度から開始した「免許取得経費」及び「登録経費等」の助成により、平成29年

度は、銃免許4名・ワナの免許を20名が取得し、町内の猟銃及びワナの免許取得者が合計で99名となり、今後の成果を期待するところです。

また、自治会等への箱ワナの貸出し、大型の「囲いワナ」の設置助成などを継続していきます。なお、鳥獣被害により耕作意欲をなくすことがないように、捕獲数の増加策として、報償費の改正も行う予定としております。

捕獲後の獣肉処理については、猟友会の意向等を踏まえ、費用対効果を検討して進めてまいります。

町内外の方が楽しみにされている、ふるさと祭りや、ふれあい地産地消フェアを開催し、本町の第一次・二次製品の販売・PRを行う場として、引続き地産地消・地産来消・地産地食の取組みを進めてまいります。

畜産業の振興については、引続き家畜伝染病の防疫に努め、畜産経営環境整備を推進していきます。

平成29年度は、第11回全国和牛能力共進会において、佐多牛が鹿児島県総合優勝に貢献し、農林水産省生産局長賞を受賞するなど、南大隅町の畜産を対外へアピールできました。今後も、安心・安全を主としつつ品質向上に取組み、特に肉用牛においては、全国和牛能力共進会鹿児島大会に向け、佐多牛の優良銘柄の確立を目指します。

林業の振興については、県内外から国外まで含め、木材需要が急増し、価格も安定していることから、伐採から造林までを計画的に進めていく必要があります。平成29年度には大隅地区が「林業成長産業化地域」に指定されたことを受け、現在進行中の中間土場の施設整備を一体的に行うことにより、事業量の拡大、雇用促進、所得の向上を図り、地域の活性化を促進していきます。

また、町内の自治会等が管理している林野を林業経営の健全な発展を目的として、入会林野等の整備に着手してまいります。

水産業の振興については、拠点である各漁港の整備を進めるとともに、養殖漁業及び沿岸漁業の振興を図るため、種子島周辺漁業対策事業など有利な事業を活用しながら、引続き推進してまいります。

また、平成26年度から試験養殖として取組んできました岩牡蠣については、本年から本格的に販売に取組み、佐多岬の特産品として牡蠣小屋をアピールし、外食産業への出荷も検討していきたいと考えております。今後も、漁業者や漁業協同組合の経営安定化と漁業資源の開発・育成・保全・有利な流通開拓に努めてまいります。

また、法改正により、新体制へ移行しました農業委員会の取組みとしましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報共有を図りながら、農地の効果的・効率的な利用を推進してまいります。特に、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消を目指し、新規就農者が自立出来るよう体制づくりに努めてまいります。併せて、農地転用許可制度の適正な運用を図り、農地パトロール等の強化により、農地の荒廃の防止と相続不明者の解消に努め、農地の保全を図ってまいります。

本町の観光振興施策は、佐多岬整備や雄川の滝整備を大きな柱として、平成25年度に策定した「南大隅町観光振興基本計画」を踏まえ、観光協会や国、県のほか、大隅、指宿の市町や広域団体など関係機関とも連携を図りながら、積極的に取組んでまいります。

佐多岬整備については、平成28年度から展望台や駐車場など本格的な工事が始まり、概ね平成30年末には、全ての設備の完成が予定されております。このうち観光案内所やエントランス広場については、昨年7月に完成し、既に一般供用を開始し、今年1月16日には、最南端の地に建設中でありました展望台の一部が完成し、供用開始されて

いるところであります。平成30年度は、いよいよグランドオープンを迎える時期になりますが、引続き展望台のトイレや園路の整備等が進められる予定になっています。

このような中、本町においては、県で整備していただいた観光案内所を含め、トンネル入口までのエントランス広場の管理運営体制をさらに充実していくとともに、佐多岬を訪れる観光客に喜んでいただけるようなものにしていきたいと考えております。

佐多岬は、本町はもとより大隅半島においても観光振興上極めて重要な観光資源であり、今後も関係機関と緊密な連携を図り、30年末の完成に向け着実な進捗管理に努めてまいりたいと思います。

次に、佐多岬と併せて本町の重要な観光資源である雄川の滝は、引続き高い注目度を維持し、昨年5月のゴールデンウィークには1日の来客数が佐多岬を上回る日もあるほどの人気スポットとなっています。

また、環境省では、国立公園の魅力向上策として「ステップアッププログラム2020」が発表されました。この中で雄川の滝を国立公園へ編入することも検討されており、1月には地元説明会も開催されたと国立公園に編入されることで、さらに認知度・知名度が上がること、一級品の自然公園として認められること、優れた風景地・景観が後世に保護・維持されるなど大きなメリットがあると考えております。

雄川の滝の整備状況については、昨年7月に滝つぼ周辺に展望デッキが完成し供用開始されたことで、観光客の滞在時間が長くなり満喫感が高まったところです。引続き、県による駐車場・トイレ整備なども予定されていることから、地元の皆さんや観光客に不便をかけないよう関係機関との連携調整を図り、早期完成に向け取組んでまいります。

今後、人口減少、少子高齢化などの社会経済情勢の変化、他の観光地との競争の激化、観光ニーズの多様化などが進んでいる中で、観光消費額を増やすには、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会を契機とした観光振興策やインバウンド施策をさらに計画的に推進する必要が生じています。

このような中、平成30年度で終了する観光振興計画を評価・検証しつつ、インバウンド施策等にも重点的に取組むことと共に、本町における新たな地域資源の発掘と他地域との広域連携により、国内外にも認知され、町民が誇れる観光地の実現を目指し、第2次南大隅町観光振興計画を策定します。

本町の観光まちづくりを担う中心的な組織として、平成27年4月に発足した南大隅町観光協会では、観光ポータルサイトとなるホームページの運用、観光おもてなしPR車の運営、佐多岬における繁忙期の受入体制、会報の発行など着実に取組んでいただいたところです。平成30年度においては、これまでの会務運営に加え、ワンストップ窓口として休日にも対応できる観光案内所の機能を検討・整備することの必要性が高まっていることから、町としましても施設整備に向けた取組みを進めることとしております。

更に、地域観光プロデューサーにより立案されたプロジェクトを推進することで、観光協会に経営資源が備わり、財政面の強化を図るとともに、将来的に自立できる組織運営体制の構築へ町としましても積極的に支援していく所存でございます。

また、本町を訪れた観光客に町内を巡っていただき、より大きな経済効果に繋げるためには、佐多岬や雄川の滝以外の観光スポットの整備・充実も欠かすことはできません。町内の主要観光施設である、ネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、さたでいランド、さたでい号、佐多岬ふれあいセンターについては、引続き指定管理者による運営を行い、民間の創意工夫を生かして観光客へのおもてなしを充実してまいります。

佐多岬や雄川の滝の整備が概ね完了の目途が立つ中、一方でソフト事業を充実していかなければ、今後、集客やリピーターを呼込むことは困難になってまいります。

そこで、着地型観光や本町の対外的PRを充実させるために、昨年度まで実施したシ

一カヤックの体験など既存のメニューも含め商品化することとしております。

また佐多岬コンシェルジュの活動範囲の拡充、4回目の開催となります最南端バイクミーティングをより発展させた形での実施、連携を図り進めてまいります。

なお、様々なソフト事業の推進にあたっては、外部からの目線を活かすため、地域おこし協力隊のそれぞれの得意とする分野を生かした活動を積極的に活用し、取組んでまいります。

ツーリズム推進協議会による教育旅行の受入れをさらに進め、都市部との体験型交流事業の取組みを深めるとともに、農林漁業体験民宿業の開設に向けた支援も積極的に進めてまいります。

明治維新150周年関連事業については、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送が始まり、本町においても「みなみおおすみ西郷さあ展示館」がオープンしたことから、本町のゆかりの地、西郷南洲翁宿泊の地を訪れる見学者も増加しております。引続き、旅行エージェントへの情報提供を行い集客に向けた取組みをさらに進めてまいります。

本町観光事業者の受入体制の確立についても積極的に取組むこととしており、旅行エージェントと連携した「佐多岬観光受入体制強化事業」や「観光モデルコース造成事業」を計画しております。

本町は大隅半島の最南端に位置し、山川港と結ぶ航路も運航されていることから、本町を訪れる観光客は必然的に他の市町を通過することになります。そうした観光客の動向を掴み、より効果的な対策を立てていくためには、広域的な連携が求められます。本町が参加する、大隅広域観光開発推進会議、南隅地区観光連絡協議会、いぶすき広域観光推進協議会、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会などにおける、観光PR事業、各種イベント等において、他の市町と十分に連携を図ってまいります。

昨年4月からは民間事業者による高速船なんきゅう10号が指宿・根占港間に就航して来訪者の利便性が一層高まっております。なんきゅうフェリーに比べて欠航が少なくなる利点があり、両半島の観光振興がさらに加速するものと考えております。今後も引続き関係機関と連携しながら、根占港からの二次交通対策も含め、更なる来訪者の利便性を高める取組みを進めてまいります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11:56
～
13:00

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

《 施政方針 》

町長（森田俊彦君）

地域振興、地方創生については、「第2次総合振興計画」、「まち・ひと・しごと創

生総合戦略」の着実な推進と、南大隅町で「暮らす」、「働く」、「もてなす」、「癒す」、この4つの重点施策の効率的な進捗を図るため、実施計画である「過疎地域自立促進計画」の調整を行い、有利な財源の確保に努めてまいります。

公共交通体系については、広域で運行する、幹線の路線バス及び廃止路線代替バス並びに山川・根占フェリーの運行と町内のコミュニティーバス、スクールバス一般混乗及び温泉バス並びに乗合タクシーの安定的な運行に努めてまいります。近年、高齢ドライバーによる死亡事故が多発しているため、その対策として住民要望に沿った運行ダイヤと高齢者も利用しやすい交通環境の整備を図るため、バリアフリー型ワゴン車両を購入することとしております。

また、山川・根占航路利用促進の取組みを強化し、佐多岬、雄川の滝の観光開発完了に合わせ、大隅・薩摩両半島の観光周遊化を図ります。

地域コミュニティーの維持・振興策については、地域担当職員、協定締結大学の協力を頂きながら、併せて鹿児島県コミュニティープラットフォーム整備促進事業を活用し、地域住民の主体的な取組みを支援してまいります。

移住・定住の施策は、引続き広域での婚活事業等の実施や定住促進住宅取得資金の助成を行うとともに、県外の移住相談会への参加と移住希望者への旅費助成に加え、移住、交流体験のお試し住宅を整備します。

また、従来空き家バンクに空き地を追加し、「空家対策計画」に沿った利活用を進めます。

地方創生の取組みについては、平成29年度ふるさと納税寄附金は前年度を下回る見込みではありますが、寄付の申込者数は大幅な増加となっておりますので、引続き、返礼品の拡充とPRに努め、寄付金額の増大と町内特産品の販売を推進いたします。

地域再生計画の認定により、地方創生応援税制を活用する南大隅町タウンプロモーション事業は、本町の「御崎祭り」「第一次産業」「観光地」「自転車競技」をモチーフに本町の認知度向上と移住者対策を目的に、平成31年2月の全国劇場公開を目途に取組みを進めてまいります。

ブロンズ人材センターについては、労働力の円滑な需要と供給により、定住促進、町民所得向上を図るため、引続き組織強化に取り組んでまいります。

また、大学生が県内企業で長期の就業体験を行うことで、職業適性や将来設計を考え、県内企業への就職を誘引する方策として、鹿児島大学が教育プログラムとして実施する「地域キャリアインターンシップ事業」に取り組めます。

本町では、風力、水力、太陽光の再生エネルギー施設が稼働しておりますが、国・県の動向を見ながら、引続き再生エネルギーの導入を検討してまいります。

農商工連携の取組みは、商工会との連携により、既存の事務事業やイベント継続により、町の賑わいと商工会会員の取得向上を推進します。加えて、大きな増加が期待される観光客への十分な「おもてなし」を実現するため、飲食店の整備拡充を早急に図る必要があります。このため、商工会会員の実施する店舗の拡充、新規の出店に対する助成制度の強化を図ります。また、町内飲食店の利活用向上対策として、「南のグルメ飲食店支援事業」の成果商品のPRと町民及び観光客へのおもてなしのため、食事助成クーポン付きの「グルメ観光ガイド」の活用を図ります。

本町は、国内では日置市と姉妹盟約を締結し、国外では中国庄行鎮との友好盟約を結んでおりますが、平成30年度は、日置市との姉妹盟約約50周年を迎えることから、町内代表者が日置市を訪問し記念大会を通して両市町の文化発展と今後一層の交流を確認します。

佐多岬整備事業の完了や開催を迎える「鹿児島国体」、「東京オリンピック、パラリ

ンピック」に向けて、南大隅町を全国に広く広告・宣伝し、農商工と観光産業の連携により、産業の振興と移住定住施策の取組みを進めてまいります。

続きまして、土木事業関連であります。経済産業の発展に加え、人を呼ぶ「住みやすい生活空間・住宅環境」の向上を図るため、第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する基盤整備と町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めてまいります。

道路基盤整備については、まず国・県の関連事業として、これまで進めてまいりました国道269号線伊座敷トンネルの早期供用開始を目指し、完成間近である佐多岬観光と連動した地域活性化へ繋げる重要路線としてその整備に取り組んでまいります。また、昨年末に開催しました、地域高規格道路「大隅縦貫道整備促進決起大会」の折、横別府大中尾間の事業化についても、平成31年度着手という県知事の方強いお言葉を頂いたところでもあります。更に、国体の開催に併せ、県道563号線辺塚根占線の出口地区における拡幅も平成30年度から施工が始まるところであります。幹線道路であります県道鹿屋吾平佐多線などの未整備区間につきましても、整備の重要性・緊急性を考慮し、早期採択に向け関係機関・団体と連携を強化し、更なる要請活動に努めてまいります。

町道関係については、町民各位から数多くの要望をいただいておりますが、平成30年度当初予算では、道路新設改良工事においては5路線、道路維持工事につきましては18路線、また農道整備に3路線の整備費を計上しているところであります。

その他、地域の生活道路における簡易な除草や側溝清掃等につきましても、迅速な対応を心掛け、シルバー人材センターや業者等への委託、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜りながら、快適な生活道路の維持管理に努めてまいります。

次に、河川関係であります。雄川の堤防築造・寄り洲の掘削及び樋門整備や県管理河川の転石除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、引続き県への要望に努めてまいります。また、準用河川久保下川の護岸整備や国道269号線に接する辺田地区の河川内の伐採も計画しており、観光地としてのイメージアップに繋げるよう景観形成に活かしてまいりたいと考えております。

農地・農業用施設の整備等については、引続き農作業軽減支援事業や小規模災害補助事業等による維持補修や原材料等の支援を行うことにより、農業従事者が効率的で安全性の高い営農を展開できるよう推進してまいります。

次に、住宅環境整備関連であります。まず人口減少と共に増加しております空き家対策についてであります。平成29年度に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町も南大隅町版となる「空き家対策計画」を策定いたしました。これまでも空き家バンク制度を中心に、空き家の有効活用を図ってまいりましたが、更なる有効活用のため、民泊施設やシェアハウス、中長期滞在型の滞在型ハウスなどへの転用、その他空き家に関する相談窓口の設置、更に老朽化により取壊しを希望される持ち主は30万円を限度として解体撤去費の一部を助成する制度をスタートいたします。また、撤去した跡地の利用についても「空き地バンク制度」の活用により、地域の交流広場や防災広場としての利用促進を推進してまいります。

また子育て世代、高齢者等にとって、快適で安心・安全な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、引続き「住み続ける住宅助成事業」を実施してまいります。

町営・公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、社会資本整備総合交付金の平成29年度繰越予算を活用し、「横馬場住宅」の第1期立替工事に着手する他、既設町営住宅の浄化槽への移行など、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めてまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラの1つであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を持続させるため、引続き国庫補助事業等により佐多地区簡易水道統合事業を継続実施し、更に老朽化した施設の更新や改良を計画的且つ効率的に進め、安定供給と併せて、今後国が示す企業会計への移行を見据えながら、事業経営の安定化に努めてまいります。

現在、職員数については、総務省による類似団体別職員数と比較すると平均を下回っている状況であります。今後も人口減少は続くものの、行政に対する住民サービスは多様化・高度化してきており、退職者数に応じた適正規模の新規採用や再任用職員、嘱託職員の活用等を行い、正確、円滑、効率的な行財政運営に心掛けていきます。

また、各課連携による組織力の強化を図るとともに、行政サービスの低下を招く事がないよう人事評価制度の更なる充実とスキルアップのための自治大学校をはじめ、各種研修制度、研修制度を積極的に活用したいと考えております。

自治会等への支援については、「自治会チャレンジ創生事業補助金」、「元気みなぎる町民補助金」、「地域振興施設整備事業補助金」の積極的な活用と充実を図り、自発的に取組む自治会活動を支援し、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興を図ってまいります。

新庁舎建設事業については、平成30年度中の工事着工に向けて進めてまいります。新庁舎では、議会事務局、監査委員会、教育委員会及び総務課以外の執務スペースを1階に集約することにより、高齢者をはじめとする利用者の利便性を高め、サービスの充実を図ります。また、災害発生時等に対策本部としての機能を十分発揮できる庁舎にしたいと考えております。事業の財源としては、有利な地方債であります合併特例債を活用することとしており、今後も国の動向を注視しながら、適切な財源計画により進めてまいります。

町有財産の適正配置に向けては、今後も町民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮していくため、コスト削減や機能改善等を十分に考慮した町有財産の管理に取り組んでまいります。また、現在進めている本庁舎建設事業において、既存駐車場敷地を建設地として計画しているため、建設中の駐車場不足の解消をはじめ、将来的な利用を想定した来庁者・周辺公共施設等の利用者のアクセスや利便性確保を目的とした駐車場整備を進めてまいります。

地域ICT・IoT時代の到来に伴い、本町における通信インフラの整備の拡充を図るため、国、県や既存の通信事業者への要望及び新たな通信設備技術の発掘を行ってまいります。また、来年度に鹿児島県町村会の一部町村で組織される「鹿児島県町村ICT・IoT利活用推進協議会」に参加し、ビッグデータやオープンデータを活用しICT、IoT技術を利用した観光・産業・福祉・教育などの地域活性化策を取入れてまいります。

大規模災害による住民情報喪失防止やシステム整備費抑制のため、広域市町村が共同利用する自治体クラウドへ参加いたします。将来予測される南海トラフ地震に対応すべく、強固な建物やセキュリティが充実したデータセンターで管理を行います。

広報広聴の強化については、ホームページや「広報南大隅」、交流大使等を活用し、行政情報は元より、移住・定住や交流人口の増、ふるさと納税等に繋がるような新しい情報の発信に努めてまいります。

財政運営において、自主財源の確保は重要な課題であります。しかしながら、自主財源の根幹であります町税については、人口減少と高齢化の加速により年々厳しさを増し、安定した税収確保が厳しい状況にあるなか、一方では地域の実情や住民のニーズに応じたきめ細かな施策要望も多様化しており、町税の収入確保は極めて重要であります。こ

のような状況の下、税の公平性の観点から適正課税に努めるとともに、債権回収プロジェクトチームによる徴収体制の連携を強化し、法令に基づく滞納処分を適正に執行します。また、納税者の利便性向上のため、コンビニ納付や安心・安全な口座振替など、自主納税の推進を図り、財源確保に努めてまいります。

固定資産土地評価委託業務では、平成33年度土地評価替えの準備作業として、不動産鑑定士による現地調査等を踏まえ、専門的見地に基づく精度の高い土地評価基礎資料を作成することにより、納税者に対し説明責任を果たし、適正で公平な課税事務を維持推進します。

地籍調査事業では、土地の境界・面積・形状などがデータ化され、公共事業の円滑化、不公平課税の是正、災害等の復旧が円滑に進められるようになります。今年度は、佐多折山・松山地区1.12キロ平方メートルを計画しております。本町のみならず全国的に過疎高齢化による独居老人の増加や生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり、災害も複雑多様化するなど、昨今の消防防災を取巻く環境は大変厳しくなっており、消防防災業務の充実強化とその重要性は一層高まっております。今後、行政と関係団体、町民の皆様との連携が非常に重要となってまいりますので、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、社会環境の変化に即した消防防災力の充実強化を図ってまいりたいと考えています。

今年度は、中央分団の小型ポンプ積載車と佐多支所役場消防隊の小型ポンプ積載車を導入いたします。小型消防車につきましては、住宅密集地や山間部など道幅の狭い場所での消火活動が可能となり、迅速な消火活動が行えるものであります。今後も各分団の車両などの資機材を計画的に更新し、予期せぬ事態に備えてまいります。

昨年10月より多くの災害対応等の経験・知識を持つ「防災専門監」を配置したところであり、減災対策の根幹となる「南大隅町地域防災計画」や防災体制の抜本的見直し、町民への防災意識教育などを実施し、本町の地域防災力の向上を図ってまいります。また、今後発生が懸念されている南海トラフ地震での地震発生時の被害を少しでも減災するため、町民の方の防災に対する意識の高揚を図り、自助・共助による自主防災体制を推進するとともに、避難時優先道路や防災関連施設の整備、非常用食料品等の備蓄に計画的に取り組み、災害応急対応能力の改善に努めてまいります。

交通安全災害については、毎月はじめに各関係機関と協力し、交差点等の立哨を行うと共に、各季交通安全キャンペーン等により啓発活動の充実を図ってまいります。また関係機関と連携しながら、交通安全教育や交通安全施設の整備を進め、交通事故発生件数の削減を図ってまいります。

次に、福祉政策についてであります。少子高齢化の進展、地域社会や家族の変化等を背景に、地域における福祉課題が多様化、複雑化してきていることから、国においては「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」が提唱され、「我が事、丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していこうとする取組みが始まっております。本町におきましても、昨年度末に策定した「南大隅町地域福祉計画」に基づき、地域にある福祉・生活課題を地域で把握し、解決を図る福祉の自治組織として「地区社協」の設置促進を進めているところであり、それぞれの地域事情にあった地域共生社会の実現のため、「地区社協」の設置促進に一層努めてまいります。また、平成29年度策定の「高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」では、「活かそう、みんなの知恵を！みんなで取り組む地域の声かけ、支え合いの福祉のまちづくり」を基本理念に掲げたところであり、今後は、この計画に基づき、過疎化、高齢化の進む本町において「できる限り自分の家で最後まで過ごしたい」、「いざとなったら最後を健やかに全うできる施設サービスを受けたい」とい

う住民の願いを支えていくために、全ての高齢者が本人の意思に基づいた保健・医療・福祉サービスを最大限に活用し、共に支え合う地域共生社会の実現を図ってまいります。高齢者福祉については、「生きがい対応型デイサービス事業」、「生活支援型ホームヘルプサービス事業」、「食の自立支援事業」、「福祉タクシー利用助成事業」など、町単独のサービス事業は利用者が年々増加している状況であり、今後は利用者のニーズを把握しながら、サービスの充実を図ってまいります。

障害者福祉については、この度「第5期 障害福祉計画及び第1期 障害児福祉計画」を策定したところであります。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定の尊重と意思決定を支援し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、その自立と社会参加の促進が図られるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備に努めてまいります。また、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等が切れ目無く一貫して支援提供できるよう、関係機関と連携を図り、より身近な地域での支援体制の構築を目指してまいります。更に、精神保健福祉手帳所有者の33%が高齢者であることを考慮し、障害者やその世帯の抱える課題に対応するため、地域包括支援センターと連携を図り、共に支援できる、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討してまいります。

児童福祉については、「子育て支援特別手当」や「子ども医療費自己負担額助成事業」、「保育料の軽減」など、町独自の事業を更に展開していき「子育てするなら南大隅町」をキャッチフレーズに子育て支援策を推進してまいります。

介護保険事業については、第7期介護保険事業計画において、1号被保険者、2号被保険者数の推移見込、要支援・要介護者数の推移見込、給付費等の推移見込等を総合的に考慮し、更に団塊世代が全て75歳以上となる2025年を見据えて、来年度からの介護保険料を設定したところであります。介護の必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすために、必要な介護サービスが計画的に提供できるよう、「在宅医療介護連携推進事業」や「認知症初期集中支援事業」の更なる拡充に努めるほか、その人の心身の状態に合った公正な介護認定や適正な給付に努めてまいります。また、高齢者がいつまでも元気で生き活きと地域で生活できるよう「活動する」や「参加する」を意識した取組みが求められます。その為、運動教室の充実やころばん体操の普及・活動など心身の機能改善のほか、住み慣れた地域で、生きがい・役割をもって生活できるような「居場所」や「行き場所」、「役割づくり」、「出番づくり」を行い、介護が必要な状態になっても、生きがい、役割をもって自分らしく生活できる地域づくりを目指してまいります。

子供からお年寄りまで、全ての町民が住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて、全ての町民が健康を保持・増進することができる環境と体制の充実を図ります。

健康の増進については、日常生活の中で出来るだけ体を動かすことが重要な鍵となります。気軽にできる健康づくりとして、従来から勧めています「ウォーキング」に加え、筋力アップ等の運動教室等に参加しやすい体制づくりに努めます。健康づくりの取組みとして、自分の健康は自分で守るという意識が必要です。疾病の予防や早期発見の為に各種検診の受診などを通じて、多くの町民が健康意識の向上及び健康づくりに取組めるように支援を行うほか、運動指導・栄養指導を中心に生活習慣病予防の改善に取組み、効果的な健康管理ができるよう推進してまいります。また、食生活改善推進員は各地域に於いて活動しております。昨年度の養成講座に伴い、新たに8名の推進員が今年度か

ら加わり、引続き健康づくりの基本である食生活について活動を行ってまいります。

特定健診については、平成28年度では受診率が61.3%で平成27年度比1.6%の伸びを達成しており、目標の65%の受診率を目指し、一層の受診勧奨と健診意義の周知に努め、重症化予防の為に保健指導の充実を図り、医療費の適正化に努めてまいります。

母子保健については、安心して楽しく子育てが行えるよう、乳幼児の各種健診の実施や育児相談等を通じ、育児不安の軽減に努めるとともに、各関係機関と連携しながら今後も各種事業を実施してまいります。特に、妊娠初期から子育て期に亘り、継続的・包括的に相談に応じ、関係機関との連携による切れ目ない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」の31年度設置に向けて、関係機関と連携を図りながら準備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に当たって中心的な役割を担うこととなります。市町村は地域におけるきめ細かい事業を引続き行うことになっておりますので、県並びに各市町村と連携を図りながら、スムーズな制度運営が出来るよう進めてまいります。また、国民健康保険財政の状況は年齢構成が高く、医療費水準が高いなど構造的問題に加え、高齢化の進行、医療技術の進歩並びに新薬の開発、生活習慣病等の重症化等による医療費の増大により国保事業の財政は厳しい状況にあります。

高齢者医療制度については、広域連合や各関係機関との連携により制度の持続性を高めるため、世代間等の負担の公平を図り円滑な運営と元気で活力を維持できるよう健康増進事業に努めてまいります。また、健康増進を図るため、温泉利用補助券の助成を引続き行い、更に高齢者の長寿健診の受診率アップに努め、早期発見・早期治療など、健康指導を推進し健康長寿化を目指してまいります。

環境衛生については、循環型社会構築に向けて、限りある有効資源の保全の為、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用する為、分別収集により再資源化を図っているところです。また、生活排水処理施設整備では、生活排水による海・川などの公共用水域の汚染を防止するため、合併浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全に努めてまいります。

地域医療の確保と医療体制についてですが、安心できる医療確保のため、佐多地区の医療体制については、佐多診療所に医師が常駐することにより郡診療所とともに地域住民の医療に対する不安の解消を図っているところです。今後、更に郡・大泊・辺塚診療所の相互連携を図り、情報を共有しながらリハビリ室を活用し高齢者の運動機能向上に努めてまいります。なお、在宅当番医制度事業や病院群輪番制事業の一時緊急医療体制の確保を図るとともに、医師や助産師の不足を解消するため、大隅4市5町保健医療推進協議会で取組みを進めるほか、医師招聘対策事業を肝属郡医師会立病院と取組みを継続し、引続き医師確保を図ってまいります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子どもから高齢者までの町民の皆様が、いつまでも安心して暮らせる為の環境づくりが構築できるものと考えております。

次に教育行政の推進についてであります。教育行政については、「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、ふるさとを大切にし～誇りのもてる教育・文化のまちづくり～を基本目標に、未来を担う子供たちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産として位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てる方策を検討していきます。

平成30年度の学校数及び学級数は、小学校2校18学級、中学校2校10学級、幼稚園1園3学級、児童数307人、生徒数158人、園児数11人の計476人であります。学校教育関係では、子どもたちの土曜日における豊かな教育環境を充実を図るため実施しました「土曜授業」を、今年度も継続します。引続き、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、学校応援団の活用など社会全体での教育力向上に努めてまいります。また、一人ひとりの個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくための教育環境や、教育体制の充実を図ることで「生きる力」を育む教育に努めてまいります。

平成30年度は、児童生徒の理解力を深め、学力の向上を図る為、昨年度に引続き、電子黒板の導入をはじめ、平成32年度から義務化される小学校の英語授業に先行して取り組むため、外国語指導助手の増員等により英語指導体制の充実を図ります。また、インフォメーションテクノロジー教育に関しては、AIロボットのプログラミングに関する活動支援をはじめとしたICT環境の整備を図り、よりきめ細かな指導や支援に努めてまいります。更に、学習支援員の配置を継続し、全ての児童生徒の個々に応じた支援をしてまいります。そして、次期学習指導要領の改定に向け、主体的・対話的で深い学びを展開してまいります。

教職員研修の充実や漢字・英語検定の助成を引続き行い、通学路環境整備やスクールバスの安全運行、校内整備、備品等の計画的な改善と整備に努め、併せて、児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めてまいります。

南大隅町独自の奨学金制度として本町出身の宮迫武蔵・オノリご夫婦により遺贈された資金を財源として創設した基金の運用が開始されます。若者が学べるという環境を整え、様々なスキルや資格を身に付けた本町出身者が再びふるさとに戻り、活躍できるよう制度の内容を周知してまいります。

県立南大隅高等学校存続対策として、平成28年度から学生寮の運営が始まり、平成29年度は定員の16人となり、順調な運営に努めております。今後は女子寮建設に向けて、場所の選定を行いながら早期着工を目指してまいります。今年度は更に、下宿先への補助を行うことで、下宿先の確保、受入れ家庭等への負担軽減を図ってまいります。南大隅高等学校存続推進協議会において、通学費助成、就学支援等の助成の継続が協議され、引続き南大隅高等学校存続に向けた取組みを強化してまいります。

学校給食では、平成27年度から給食費一律千円の軽減化も4年目に入ります。平成29年度も南州農場の黒豚やシルバー人材センターのサツマイモの提供、そしてJA鹿児島きもつきより和牛日本一に輝いた鹿児島黒牛の牛肉の提供を受けるなど、児童生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を届けております。平成30年度も子育て世代支援と地産地消を目的とする地場産物購入助成を継続してまいります。

社会教育では、生涯に亘って「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境づくりに取組み、生涯学習の推進については、引続き講座の内容、開催方法等を見直し、指導者の育成と町民が参加しやすい講座の開催に努め、また活力ある地域づくりを推進するため、引続き花いっぱい運動などを中心とする地区公民館活動の支援を継続します。

南大隅町を担う子ども達に対し、芸術文化の振興に資することを目的として、質の高い生の芸術・舞台演劇及び人形劇等の鑑賞機会を確保することで、豊かな創造力や思考力を養うと共に、子どもが芸術文化においてもきらり輝くまちづくりを実現するために、子ども芸術支援事業補助金を交付し、個々の資質向上と子育て世代の負担軽減を図るこ

とを目的に子ども芸術支援事業補助金の予算化を図りました。

絵本を通して親子が言葉や心を通わし、触合いのひと時を分かち合うことにより、子育てを支援する「ブックスタート支援事業」や就学前の大事な時期に自発的な読書活動へと繋げる為の「セカンドブック支援事業」など、個々の資質向上と子育て世代の負担軽減を図ることを目的に子育て支援を行っています。昔から「根占の書生倒れ」と言われますが、平成17年に旧佐多町と旧根占町が合併し、南大隅町となった現在もその精神は引き継がれています。

文化振興では、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しみ、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養を図りながら、歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組みを充実させ、地域に根ざした文化の振興に努めてまいります。また現在開催中の「みなみおおすみ西郷さあ展示館」が観光客誘致に繋がるよう、広く周知し、併せて児童・生徒への郷土歴史教育の充実を図ります。

閉校跡地の利活用については、地域福祉計画を基に進められている地区社協の取組みにおいて、辺塚地区の地区社協により旧辺塚小学校の教室等を利用した、デイサービスセンターやホームヘルプステーションとして一部利用が見込まれているところです。旧郡小学校は、今、県の補助事業を活用し今後の利活用について地域との意見交換を行っているところです。最終的には地域の要望等を踏まえ、地域の賑わいに繋がる施策の展開を図っていく所存でございます。

スポーツの振興では、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然を活かした海・山を使ったスポーツの推進の為、B&G施設を活用した海洋スポーツの普及等の取組みを図ってまいります。尚、平成32年に開催されます国民体育大会に向け、現在、鹿児島県体育協会や競技団体等と連携を図り、協議を重ねて準備を進めております。自転車競技場改修により、九州唯一の333mの競技場になりますので、改修前より各種大会や合宿等が多くなる見込みであります。そのため競技場に隣接した町有地に駐車場を整備することにより、「自転車の町南大隅」を全国へPRする絶好の機会であると考えております。

また、みなと公園周辺に多目的健康広場を整備致しました。この広場は町民の健康増進は元より、イベントの開催など、広く交流の場として機能を持った施設となると考えております。更に、佐多地区においては、平成28年度の台風16号により倒壊した大泊ゲートボール場跡地に新たに公園を整備する計画であります。今までの使用用途以外にも多目的にイベント等が実施できるような公園の整備を目指します。

以上、平成30年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と、各種施策について、平成30年度一般会計当初予算額66億3千9百49万円の計上等に基づく所信を申し述べさせていただきます。

町民皆様の理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引続き限られた予算の効率運用を目指して、議会の皆様方のご指導ご協力を賜わり、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力して参りますこととお誓い申し上げ、平成30年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

(提 案 理 由 説 明)

引続き、各議案の提案理由の説明をさせていただきますと思います。

議案第72号は、平成30年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町一般会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条

債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億3千9百49万円とするもので、前年度と比較して1.23%の増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて進めさせていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第73号は、平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、11億8千2百43万7千円とするもので、対前年度比20.45%の減となったところでございます。

議案第74号は、平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5千4百19万5千円とするもので、対前年度比38.47%の減となったところでございます。

議案75号は、平成30年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千3百14万5千円とするもので、対前年度比0.15%の増となったところでございます。

議案第76号は、平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1千8百66万4千円とするもので、対前年度比1.97%の減となったところであります。

議案第77号は、平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百56万5千円とするもので、対前年度比0.38%の減となったところであります。

議案第78号は、平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千2百66万5千円とするもので、対前年度比3.43%の減となったところであります。

議案第79号は、平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千5百13万円とするもので、対前

年度比 4.32%の減となったところであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第72号 一般会計予算についてご説明いたします。

1 ページでございます。

議案第72号 平成30年度南大隅町一般会計予算

平成30年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億3千9百49万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の通りと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第73号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8千2百43万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
以上、よろしく願います。

建設課長（上之園健三君）

それでは、次に議案第74号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

23ページをお願いいたします。

議案第74号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算

平成30年度 南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5千4百19万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしく願います。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第75号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、ご説明いたします。

43ページをお願いいたします。

議案第75号 平成30年度 南大隅町診療所事業特別会計予算

平成30年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千3百14万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

よろしく、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

66ページをお開きください。

議案第76号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

平成30年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1千8百66万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、86ページをお開きください。

議案第77号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

平成30年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百56万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしく申し上げます。

支所長（山野良慈君）

続きまして、議案第78号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

94ページをお願いいたします。

議案第78号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算

平成30年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千2百66万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

よろしく、ご審議ご決定下さるようお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明をいたします。

103ページをお開きください。

議案第79号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千5百13万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第72号 平成30年度南大隅町一般会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第79号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第72号から議案第79号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第79号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

14:04

～

14:18

(予算特別委員会 委員長、副委員長互選)

議長 (大村明雄君)

休憩前に引続き会議を開きます。

委員長に松元勇治君、副委員長に木佐貫徳和君が互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長 (大村明雄君)

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月23日 午前10時から開きます。

3月9日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 平成30年 3月 7日 午後 2時 19分